

田口精一君の逝去を悼む

田口君は大正十五年（一九二六年）の早産れ組で、私も同じく大正十五年の早産れである。昭和二十一年（一九四六年）に、彼は海軍、私は陸軍の經理学校から法学部の本科に入学し同じ時代の学生生活を過した。私が怠け者であったのに対して、田口君は良く授業に出席し、試験の前には田口ノートに助けられていたのである。卒業後同じく助手になり（一九四九年卒業）、以来、一九八九年に二人とも選択定年によつて退職するまで学生時代を入れて四十三年間のつき合いであつた。同じ歳であり、一九六〇年頃から南校舎の教室を改造した研究室では同室であり、新研究室が出来てからは隣同志であり、勉強

のに終始信頼の出来る友人として過すことが出来たのであり、僕の人生にとつて貴重なたまものを与えてくれた。助手の頃から健康に恵まれず、食事の制限をしたり身體をいたわりながら過していたが、コツコツと勉学を重ね、その成果は晩年になつて「法治国原理の展開」として見事に結実された。それまでは必ずしも多作ではなかつたが慎重に研究を重ねた結果がすばらしい業績となつたのである。

彼は自分では講義が下手だと言つていたが、私の知るところでは大変に丁寧に講義を進めて、聞く者にとつては繰り返しが多いと受けとめられていたようである。それに比べて小人数のゼミの指導には非常に巧みなものがあつた。大学院生の指導に当つて彼に同じ演習に加わるようになつたのも教授になつたのも全く同じである。その時の学生指導の巧妙なことに目を見はり、多くを教えられた。

同じ時に退職し、それぞれ別の大学に移つたので、以後は、卒業生の集りか、法学部の集りか、退職者の健康診断の折か年に二、三度会うだけになつてしまつた。新しい大学に移つて何か問題がおきると、隣の部屋に田口

専攻する分野も違ひ、育ちも違ひ、学風も違つていたある。

田口精一先生追悼記事

君がいて、何時でも相談に行けた頃を思い出して淋しくなつたものである。

戦後六十年といわれているが、六十年近く親しくしていた友人を失つたことは悲しいことである。平安を祈り

つつ。

名誉教授 平 良

はしがき 学部長秘書室より一通のファックスが届いた。田口精一名誉教授が逝去され、葬儀は近親のみで行われたというものであった。あまりに突然の訃報に、ただただ驚くのみ。田口さんと同級生の平良名誉教授にとりあえず電話をいれると、秘書室から訃報を貰い驚いているとのこと。後日、奥様のお話しては、一月のころより体が不調で療養につとめられていたよし。せめて一回くらいお見舞いに参上したかったのにと、悔まれてならない。

修業時代 田口さんは昭和二十一年四月に、旧制の法学部一年に入学された（当時の学制は、予科三年学部三年であった）。彼は、太平洋戦争のさなか、救国之情に燃え、旧制中学から海軍経理学校に進まれ、いわゆる職業軍人の道を選ばれた。当時の海軍経理学校は、最難関の学校であった。その後、終戦、慶應義塾大学法学部に再入学され、爾後、昭和六十三年まで三田に通い続けられ

田口憲法学の誕生

た。

昭和二十二年四月入学の法学部法律学科の学生は百一十五名編成であったが、その前年の二十一年（田口さんは入学した年）は、終戦の大混乱から僅か八ヶ月、慶應に入学しながら軍に召集され無事帰還した学生と外部から入学を認められた人たち、併せて百名たらずであり、誰が一年で誰が二年か三年かよくわからない、世の中すべてが混乱していた時代であった。そして講義の方も一年から三年まで混ざつて聴いていたが、田口さんが最前列に坐つておられるのを、後ろからよく見かけた。

なおここで注目すべき事項がある。現行の日本国憲法は、昭和二十一年十一月三日に成立し、翌二十二年五月三日に施行されたということである。田口さんが入学されたときは、一応、大日本帝国憲法が未だ存在している。そして連合国最高司令部（G H Q）は、いそいで民主的平和憲法をつくれという。田口さんが憲法を習いはじめたころ、慶應では、浅井清、山崎又次郎という高名な先生が憲法を担当されていた。山崎教授は、その学風が軍国主義的として、ほどなくG H Qより公職追放、浅井教授は人事院初代総裁に目され多忙、しかも形式的に

は存在しても、実体はないに等しい憲法について、どのように講義をうけられたことやら。

そのうちG H Qの強力な指導の下に、現行の日本国憲法ができあがつた。これはG H Qの強い影響を受けているから、アメリカ法の色合いが強い。しかし当時、日本の学会で英米法といえば、その主体はイギリス法であり、この国には憲法典と称する法典は存在しない。またアメリカのロー・スクールでやつてある憲法の対象と日本の旧憲法時代の憲法学者の研究対象とはかなりのズレがある。一方は人権論中心のケース研究であり、他方は統治機構と人権ではなく臣民の権利義務として前者に重点が置かれた。このため憲法をつくるとき、条文的にみると英米のそれは、あまり頼りにならない。当時の日本の学者の多くは、第一次世界大戦後の敗戦国ドイツのワイメル憲法を想起したであろうが、この憲法典、条文的にはよくできているが、短期間のうちにナチス・ドイツの手にかかるて空文化されてしまったという頼りなさがある。したがつて当時の憲法学者は、どのような研究方法をとつたらよいか、随分と迷われたことであろう。

その後、東京大学の人たちによる（彼らが電話帳と称

する) 註解日本国憲法と題する大部のコメントナルや、憲法学者の誕生 大学生生活をおわられた田口さんは、宮沢俊義先生を始めとする当時の諸大家による入門的な憲法の本が続々と出版された。

慶應法学部の講義の方も浅井・山崎両先生がいなくなつたので、入江俊郎(現行憲法制定当時の内閣法制局における憲法の条文化の最高責任者で、後の最高裁判所裁判官)、田上穰治(一橋大学教授)の両先生を非常勤講師としてお招きし、憲法の講座を担当していただいた。その他の実定法も旧憲法時代から民法典・刑法典など当然存在するが、新憲法ができたら、その線にそつて大改正しなければならない。しかしそれまでほうつておくわけにもいかないので、各法律毎に応急措置法をつくり、これと従来の法典とをドッキングさせてお茶を濁していた。したがつて先生がたもなかなか張り切つて講義をすると、いう状態ではなかつたと思う。その上当時の社会は、いまでは想像もつかない状況、食料は配給制で、しかも運配欠配はあたりまえで栄養失調患者続出、住宅事情も極めて悪く、燃料もなく、おなかがすいた、寒い寒いの悲鳴、このため冬休みを早めるなどの措置がとられる始末であつた。

憲法学者の誕生 平さんとともに大学に残り、学究生活に入ることを望まれた。法学部としては当時もつともほしかつた憲法と英米法の助手として田口・平の両氏を指名した。平さんは自らも英米法専攻を望んでおられたが、田口さんは方は、他に専攻したい分野があつたようだが、学部の強い要望で憲法の専攻に決められたらしい。そして田上穰治先生に師事されることになった。のちに筆者も田上先生に指導していただくことになり、国立にある一橋大学の先生の研究室で、市原昌三郎(現一橋大学名誉教授)、川添利幸(現中央大学名誉教授)の両氏と田口さんに私がイエリネックの公権論を教えていたくことになった。田口憲法学に強い影響をあたえた田上先生は敬虔なクリスチヤンで、自然法を基礎においていた田口憲法学を樹立、そして若き東京大学学生のころ、上杉慎吉教授の憲法の講義がつまらないと、図書館でイエリネックの国家学原論を読んでおられたという逸話の持ち主。田口さんは田上先生の下でドイツ流の憲法理論を習得され、また田上先生の親友ウレ教授(ドイツ・シュバイヤー・行政大学校)の下でさらに研修を深められた。これらの成果がラ

イフワークとしての社会的法治国家論（後日、数冊の大部の図書として公刊）となつた。この社会的法治国家理論の内容は極めてすぐれたものであるが、これらについては誰かがお書きになるだろうし、私にあたえられたページもかなりオーバーしてしまつた。五十年をこえる友人としてもつと書きたいこともあるが、この辺で擱筆する。

名譽教授 金子芳雄

まず、敬愛する故慶應義塾大学名譽教授田口精一先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。

年賀状のご文面から先生のご健勝には疑いの余地がなく、また、次々に論文集を公刊されてエネルギー・シミュレーション活動を続けていらっしゃる先生に病魔が忍び寄つてゐるなど、想像だにしませんでした。お見舞いにも行かなかつたわが身の迂闊さに、ただただ恥じ入るばかりです。

ここからは、生前と同じように「田口さん」と呼ばせていただきます。私が田口さんとはじめてお会いしたのは、一九五〇年、当時一橋大学で行われていた田上穰治先生のゼミナールに参加させていただいたときでした。私は、その年の四月に中央大学法学部の助手になつたばかりで、当時、中央大学に非常勤の講師として講義を担当していらっしゃった田上穰治先生に、学部長を通して指導教授をお願いしていました。そのような事情で、こ

田口さんとの出会い

のゼミナールにも特別に参加が許されたのでしょうか。

他方、田口さんも慶應義塾大学の助手として、すでに、このゼミナールのメンバーでした。私にとって、田口さんは、ほぼ歳が同じであるだけに、親しみやすい先輩研究者といった第一印象の方でした。

このゼミナールでは、そのとき、ゲオルグ・イエリネットクの『公権論』をテキストにして公法の基礎理論が議論されていました。田口さんが、その後の研究成果の中で、しばしばゲオルグ・イエリネットクに言及されていましたが、このゼミナールがきっかけになつたのではないかと推測しています。さらには、田口さんの研究が、いつでもドイツ公法理論の原点に立ち返つて検討し、体系化を図るという手法をとつていらつしやるよう感じられるのも、このゼミナールの時代に、その萌芽が形成されたのではないかと勝手な想像をたくましくしています。

田口さんの著作集1「基本権の理論」の「はしがき」の中に、「若い研究者には今さら恥かしくて言えない程に、たどたどしく読み進めて行つたドイツ国法学、行政法学に関する基礎文献」というくだりが見受けられます。あるいは、年齢から推して、このゼミナールのころのこととを回想していらっしゃるのではないかと思います。私は、このゼミナールに加えていた私事で恐縮ですが、私は、このゼミナールに加えていたいたとき、ドイツ語の勉強は、まだしていませんでした。軍の学校で英独仏露のうちロシア語を選んでしまったことと、学部時代の不勉強の結果でした。大学の先輩助手から、「中央大学の助手が、ドイツ語ができるなんて、口が裂けても言うな。おれが特訓をしてやる」と言ってくれました。あとのこととは、ご想像に任せますが、いかに戦後間もない混乱期とはいえ、恥ずかしい思い出です。田口さんは、謙遜なお人柄ですから、先に引用した文章も、私は額面どおりには受け取つてはいませんが、田口さんのレベルで、似たような思い出があるとすれば、それもまた、田口さんへの親しみを感じさせてくれるようすがとなるでしょう。

このゼミナールをご縁に、その後も田口さんから、いろいろな機会に温かいご指導をいただいたことが懐かしく思い出されます。ここでは、それらについて触れる余裕はありませんが、最後にひとつだけ、私は田口さんの生き方を尊敬し、うらやましく思つてることを付け加

えさせていただきます。

田口さんは、私立大学の教員が悩まされる各種の行政職や雑用を立派に処理されながら、大学教授の本務である研究と教育を生涯現役として見事に果たし終えられました。学部・大学院の教育、助手の指導などによつて、前途有為の若い研究者を多数育成されたことは、よく知られていることです。研究上の功績については、田口さんの後継者たる、それら新進気鋭の研究者か縷縷語られることでしよう。私は、田口さんの古い友人ではあります、それについての適格性は、そのかたがたには及びません。私も田口さんのような生き方をしたいと願つていたのですが、こと志と異なり、馬齢を重ねてしましました。それだけに、田口さんの一貫した生き方を尊敬し、うらやむ気持ちが強いと言えます。そのことだけを申し添えます。

田口さん、長い間、お付き合いいただき、ありがとうございました。

中央大学名誉教授 川添利幸